

# 名誉の政治学

——バークの政党論を手がかりに——

菊谷千尋

## 要旨

本稿は、バークが政党 (party) を徒党 (faction) と区別して論じた際に、名誉 (honor) や徳目 (virtue) といった共和主義的語彙を多用したことに着目する。なぜバークは共和主義的語彙に頼って政党論を論じたのか。本稿では、名誉が利己性と公共性を同時に満たす概念である点で近代政治思想の重要語彙であったとの認識に立ち、政党と徒党を区別し、政党を公的な存在とするために、バークにとっても名誉が中心的な役割を果たしていることを明らかにする。バークにおいて名誉は、利己性の原理にもとづく徒党を公共性の原理にもとづく政党へと転換させる媒介であり、また同時に私的徳目を公的徳目へと高める情念 (passion) と位置づけられるものである。さらに本稿の考察を通して、バークにとって名誉は公共性の保証であり、またそれが政治活動の原理となることで公共の利益の誘導に繋がっていることも明らかになるだろう。公共性そのものについて考えることを放棄したマンデヴィルとは違って、バークの名誉論の大きな特徴は、名誉の政治学が成り立つ政治的条件の探求を含む点に求めることができる。

## はじめに

### 1. バークの政治思想とその背景

エドモンド・バーク (Edmund Burke, 1729-1797) は今日では18世紀イギリスを代表する政治思想家の一人に数えられるが、当時は雄弁家で知られたイギリス下院議員であって、このことがバークの思想を大きく特徴づけており、われわれがバークを理解する上で忘れてはならない事実となっている<sup>1)</sup>。

バークが活躍した18世紀後期のイギリスは、清教徒革命と名誉革命によって宗教的危機と憲法的対立を克服し、政治社会から暴力を追放して統治の安定を数十年にわたって確保していた。しかし統治の安定がもたらした商業社会の発展は、政治社会に不平、反対派を金銭等の買収によって対処させることを慣例化させ、政治に理念や理想の追求が求められることは少なかったのである<sup>2)</sup>。このような時代にバークは世論とジャーナリズムの隆盛を背景としながら、暴力や買収といった政治手段を拒否し、理念や理想を語り、言葉による説得を試みた新しいタイプの政治家であったと言えよう。数時間にも及ぶ議会演説や説明責任を果たすために自ら民衆の前に立った演説、あるいは政治パンフレットによって自らの主張を訴える中で、バークの政治思想は語られているのである。時事的問題に応答し、断片的になされるバークの主張は

論理的一貫性を欠き矛盾点をもつものではあるが、本稿ではバークの政治思想が名誉 (honor) や徳目 (virtue) といった語彙で語られていることに注目することでその特徴を浮かび上がらせたい。

バークはキケロ (Cicero, 106-43) に代表される共和政ローマの歴史とその議論を通して、自らの政治思想を養い、現実の政治社会を見た。公共の精神を問い、公共の利益とは何かを議論の中心に据えたのが共和政ローマの政治思想であり、その中核的な語彙として名誉と徳目は存在していたのである。ポーコックは、このような共和主義的語彙とその思考が、バークに限らず、近代政治思想を大きく支えていたとシヴィック・ヒューマニスト・パラダイムを提示し、今も活発な議論が続いていることは広く知られている通りである<sup>3)</sup>。

近代ヨーロッパ思想において名誉や徳目が重要概念であったことが、昨今、明らかにされつつある一方で、ドン・キホーテが嘲笑の対象として描かれていることから明らかのように、中世の騎士道に求められた名誉は、一度大きく権威を失墜していたことを、ここで確認しておく必要があるだろう。名誉の追求は利己心の現われに過ぎないとその欺瞞性がマンデヴィル (Bernard de Mandeville, 1670-1733) らによって暴露される一方で、名誉が公的利益をもたらすパラドックスを彼らは好んで論じた。このように深く傷つけられた名誉ではあったが、このパラドックスから名誉を利己性と公共性を同時に満

たす概念として肯定的、積極的に論じる可能性が生まれる。つまり人からよく思われたいと願う利己心は、人によく思われるような行動を導くのである。この大きな転換をなした思想家としてアベ・ド・サン＝ピエール (L'abbé de Saint-Pierre, 1658-1743) をあげることができて、彼は社会にとって有用であれば名誉を悪徳と見なす理由はどこにもないと述べるように、すでにこのパラドックスをパラドックスとは見なしていない<sup>4)</sup>。人間が自己愛、利己心にもとづく存在であることを否定できなかった近代思想家たちは、「私的な動機付けと公的な行動とを媒介するもの」(犬塚 (2003)、8頁)として名誉や評判 (reputation) を理解しなおすことで、政治や社会を再構成させることを試みたと言えるのである。古代共和政国家を支えた公共の精神は、近代においては決して自明ではなく、また政治家の公共の精神のみに依拠した政治社会の脆弱さを鋭く認識していた彼らにとって、このような政治や社会の再構成は必要不可欠な作業であった。

例えばロック (John Lock, 1632-1704) は、「意見ないし評判の法」において賞賛や名誉を得ようとする私的動機がいわば社会のルールを生み出しているとして、自然法、国法とならびその十分な効力を認めている<sup>5)</sup> (『知性論』)。モンテスキュー (Montesquieu, 1689-1755) もまた「社会とのつながりを生むのは、他者に気に入られたいという欲望である。社会を解体させかねない自己愛が、逆にそれを強化し、揺るぎないものとするということは、人類にとって幸いであった」(川出、196頁、『随想録』)と述べるほどである。そしてヒューム (David Hume, 1711-1776) にとって誇り (pride) は快感であり、人はこの誇りにもとづいて社会関係を形成していると彼は理解した (『人間本性論』)。このような思想の源泉を、人は必要に迫られなければ善を行わないとしたマキアヴェッリ (Niccolò Machiavelli, 1469-1527) にまで辿ることは決して的外れではない。そしてもちろん本論でとりあげるパークもこのような名誉の系譜に位置づけられるだろう。

名誉はパークが好んで多用する語彙の一つではあるが、前述の通り時事的応答として書かれたパークの著作にまとまった名誉論が展開されることはない。そのため断片的に述べられる名誉についての記述やそれを支える政治思想から、名誉を析出し再構成させることが必要であって、本稿ではパークの政党論を手がかりに、その政党論が展開されている『現代の不満の原因を論ず』

(1770年)、以下『現代の不満』と記す)の考察を通して、名誉論の再構成を試みる。というのもパークは名誉と徳目で政党を語ることで、当時、私的な徒党 (faction) であり一部の利益を代表するにすぎないと理解されていた政党観に反して、政党の公的、公益的性格を描き出しその転換を図ったと言えるからである。つまりパークにとって名誉とは、利己性の原理にもとづく徒党を公共性の原理にもとづく政党へ転換させる媒介であり、また同時に私的徳目を公的徳目へと高める情念と位置づけることができよう。このような観点に立った上で本稿の目的は、パークの政党論にとって名誉が公共性の保証となり、政治の活動原理となっていることを提示し、さらにそのような名誉の政治を支える政治社会をパークがどのように理解していたのかを明らかにすることである。

本論に入る前に、18世紀イギリスにおける政党観の把握と、先行研究においてパークの政党論がどのように理解されてきたのか概説しておきたい。

## 2. 18世紀イギリスの政党観

パークによる『現代の不満』は、初めて政党に市民権を与えたものとして古典的地位が確立していると言ってよい。今日の政治において政党の存在とその意義を疑う者は少ないが、前述のようにパークが活躍した18世紀のイギリスでは、政党 (party) は徒党 (faction) と見なされ、私利私欲に基づく人間集団にすぎないと激しく非難されていた<sup>6)</sup>。私的利益を公的利益と僭称し、公共の利益を党派に分裂させて、必要のない党争を国家に持ち込むものと忌避される存在と見なされていたのである。政党に対するこのような理解は思想家、政治家を問わず共有されたものであった。

例えばジョナサン・スウィフト (Jonathan Swift, 1667-1745) は、党派は「思慮や公共善と両立しえない」政策に人を賛同させると非難したし (高濱、198頁)、ポープ (Alexander Pope, 1688-1744) もまた「政党の名は大嫌いだ。そいつは屈従のしるしにすぎない」(小松、101頁)と率直な感想を述べている。このような意見は政治の舞台外で言われただけではない。名誉革命時代の代表的政治家である初代大蔵卿ハリファックス (Earl of Halifax, 1611-1711) は「たとえ最上の政党であっても、それに属さない国民に対する一種の陰謀団でしかない」(佐藤編、258頁)と嫌悪しているし、またパークと同時代の首相であり敵対関係にあったビュート (Bute,

1713-1792)も政党政治を否定し「すべての派閥と政党は可能な限り抑制されるべきであり、現在の内閣は各方面からの人材で基盤を拡大するべきである」(中野(2000)、946頁)と演説で述べているほどである。

パークはこのような政党理解を転換させて、政治社会において政党が不可欠であることを訴え、政党に「連帯した努力により彼ら全員の間で一致しているある特定の原理にもとづいて、国家利益の促進のために結合する人間集団のことである」(『現代の不满』、80頁、Vol. I, p.531)という有名な定義を与えることで、政党政治の第一歩を切り開いたのである。

### 3. 先行研究

パークの政党論を歴史的、政治学史的なアプローチから迫った代表的研究者として小松春雄を挙げることができるだろう。小松はイギリス政党政治の起源と発展、また政党論の変遷を辿るなかで、パークの政党論を政党史の大きな転換点として位置づける。歴史的背景を考察し、歴史学者による対立を検討した上で<sup>7)</sup>、『現代の不满』を「政党政治の一般的な理論化」(小松、428頁)の試みとして評価している。パークの政党論の本質を政党主体の統治の確立と理解する小松は、名誉革命以後の議会の権威の確立と行政府の膨張による両者の対立を避けるためには、それらの権力を融合させる必要があり、議会内で形成される政党が同時に内閣として行政を担うことで、パークがこの問題に応えようとしたと理解している。小松によれば、パークの政党論は今日の政党政治、議院内閣制の先駆的議論であるために高く評価されるべきなのであった。

イギリス政党史におけるパーク政党論の位置づけを探るといふ小松の問題意識からすれば、今日の政党政治の原型をパークに求めることは理解できるし、その議論は十分な説得力を持っている。しかしパークの政党論は先駆的な議論にとどまるものではない。私的利益の僭称と理解されていた政党を、公的利益を実現するための集団とするために、パークが政党に名誉や徳目といった規範的性格を求めていたことは、決して見逃してはならないだろう。むしろこの規範的性格が今日のわれわれの興味を引く。

鶴田正治の研究もまたパークの政党論がどのような歴史状況から生み出されたのか検討するものであるが、鶴田はその上でパークが政党を「『義務・名誉・主体・節

操・品質・深慮』等の道徳的外衣を纏っている」(鶴田、247頁)ことに注意を喚起し、パークが政治を「道徳性の拡大」として理解していることと結びつける。鶴田によればパークの政党論の本質は「政治的社会的主体という初発形態から脱皮し、上昇して、道徳的主体という真の意味で政党として完結」(同上、248頁)させるところにあるという。この説明からでは鶴田が道徳論的政党論をどのようなものとして考えているかは必ずしも明瞭ではないが、議員は政党に所属することで道徳性を獲得し、政治を本来あるべき道徳の主体として再編成させる役割を担っているとパークの政党論を理解しているようである。

岸本広司もパークの政党論を道徳論と結びつける議論を展開している。思想史のなかでパークの政党論を位置づけようとする岸本は「人間は有限で不完全な存在ではあるが、社会の中で他者と共に生活し、共に行動することによってこそ自らを陶冶することができるのである。そして他ならぬ政党もまた、そのような陶冶の場ないし倫理的な空間として捉えられた」(岸本(2000)、163頁)と述べ、パークの政党論がもつ道徳的側面を強調している。このような解釈はパークの徳目を善悪の基準となる純倫理的な概念として捉えることによるのみ可能となるだろうが<sup>8)</sup>、パークは徳目の実態として「地位も、権威も、財産も、能力も、雄弁も、知恵も、熟練も、連携」(『現代の不满』、27頁、p.463)を挙げていることからわかるように、必ずしも倫理的な概念とは見ていないことに注意深くあるべきである<sup>9)</sup>。パークが主張する意味での徳目を理解するには、徳目を倫理概念としてではなく共和主義的語彙として捉えるべきだろう。

このように道徳からパークの政党論を理解する論者の一方で、パークの徳目概念に着目しながらも、これを言語操作として理解する論者もいる。例えば高浜俊幸は「パークの党派弁護論ですら、レトリックを駆使して、党派活動を『私的道德心』や『友情』といった私的徳の観念に結びつけることによって初めてなしたことは注目に値する」(高濱、240頁)と述べるように、道徳心によって政党を擁護するパークの主張を「困難な言語操作」(同上)の現われと理解している。しかしこのようにパークの言説をレトリックと見なす議論では<sup>10)</sup>、パークの共和主義的語彙の使用が苦心の現われとのみとられ、その政治思想としての意味の探求に向けられていない点で不十分であろう。

道徳論的理解が十分な説得力を持って議論を展開できず、かといってレトリックと見なす議論がパークを理解する上でむしろ手がかりを失うとするならば、パークが政党論を提唱する際に、規範的性格を与えて主張していることをどのように解釈すればいいのだろうか。犬塚元によるパークの政党理解はこうした疑問に答える大きな方向性を示したと言っている。

パークにとって政治社会は情念の暴走を防ぐための装置であると理解する犬塚は、パークが名声概念 (estimation) を導入することで情念を抑制し統治の安定を図ったと理解している<sup>11)</sup>。犬塚は『現代の不満』の考察を通して、パークが「抑制されない統治者は、いとも容易く物理的に依拠する」(犬塚 (1997)、611頁) ことを見て取ったとして、この認識が専制政治批判を支えていると主張している。民衆との関係性を失い「政治権力が自己完結的なサークルに止まったとき、コントロールされない統治者の情念は専制への墮落を始める」(同上、612頁) のであり、民衆と植民地の考察、そして彼らへの説得という手段を経ることなく、「簡単に軍事力に頼りかかることで支配を調達する」(同上)。つまり被治者の熱狂は「専制と親和的」(同上) なのである。犬塚はこのようにパークの専制政治批判を理解し、「パークの批判は、何を対象としようとして、『情念の政治』に常に向かっている」(同上、613頁) とまとめている。

その上で犬塚は、パークがいかに情念を抑制しうる政治社会を描いたかへと議論を進めており、名声とそれを支える名声のネットワークに着目する。そしてパークが主張する政党もこの名声のネットワークを指しているにすぎず、換言すれば、今日理解される意味での政党と理解してはならない。政党はこの名声を保証させる装置のひとつであり、統治者同士による「協同を通じ、親密な関係と名誉を重んじる心性」(同上、625頁) を形成させることで、「統治者を陶冶しその私的情念を抑制する機能」(同上) を持つものとして提唱されていると犬塚は考えるのである。

このようにパークの政党論を理解する犬塚は、「『現代の不満』は従来、政党概念を確立し政党政治を準備したものとして解釈されてきたが、政党政治を複数政党による政治運営という意味で捉えるならば、こうした解釈は誤りである」(同上、624頁) と複数政党による政治運営と限定付けながらも、これまでの先行研究に大きな反論を加えているのである。政治行動と直接的な結びつき

を持たない犬塚の政党論は、今日的な意味での政党と大きく異なることがわれわれを困惑させるかもしれないが、しかしパークの政党論がなぜ名声という語彙によって主張されているのかの一つの回答といえるだろう。

こうしてパークの政党論は今日の政党政治の先駆的議論であるばかりでなく、その規範的性格に着目した議論が十分可能であり、名誉と徳目に焦点を当てたおしし名誉の政治学として読むことができるのである。本稿では、犬塚が主張する名声とはちがって、パークの名誉は情念の抑制ではなく私的情念を公的情念へと高めるものとして位置づけられている。このような理解には名誉や徳目が共和主義的語彙であることが手掛かりだと考えられるが、この点については先にふれたとおりである。

## I. パークの描く政治社会

### 1. 名誉を支える政治社会

1770年4月、パークが『現代の不満』を世に問いかけた時、イギリスはジョージ3世による専制が危惧され、ウィルクス事件によって国内は乱れ<sup>12)</sup>、また印紙条例をはじめとするアメリカ植民地問題に揺れていた。本書はこのような時代背景の中で政治家としてのキャリアをスタートさせたパークが、国民の不満を診断しその治療法を書き表した時局的なパンフレットであり、また自らが所属するロッキンガム・ウィッグの政治的立場を表明する政治パンフレットでもあった<sup>13)</sup>。

しかしこの政治パンフレットは単なる時局論や党派の自己擁護論にとどまらない魅力を持つ。民衆と政治家は愛情や信頼といった双方向で相互依存的な情念で結ばれ、その上で民衆は名誉の配分者として描かれ、政治家はその名誉を得るべく活動するよう理解されているからである。それはパークにとっての名誉の政治が成立する条件の探求とすることができるだろう。

確かに民衆と政治家はそれぞれ固定化されて理解されていて、ともに統治を担うことをパークは期待していない<sup>14)</sup>。だがその関係は決して一方的なものであってはならないと考えるパークにとって、統治の本質は暴力や法律による規制といった一方的な統制の手段ではあり得ず、愛情と信頼といった双方向な関係のなかでのみ生まれる情念にもとづくものでなければならなかった。民衆が支配の対象でないことは言うまでもないだろう。

パークによればこのような政治社会は自由なしに存立

し得ないのであり、「民衆による報賞と名誉の配分 (popular disposition of rewards and honours) は、自由な国家の第一義的な長所の一つである。この長所もしくはこれに準じるものなしには民衆は、おそらく自由の実質を長期にわたって享有できないし、善い統治にみなぎるあの生き生きした活気を全く体得できないだろう」(同上、35頁、p.472) と名誉を自由な政治社会の必要条件としているのである。

これがパークにとって善き統治の姿であり、名誉の政治を支える政治社会の姿でもあった。だが、パークによればこのようなあるべき政治社会はユートピアではなく、名誉革命以後80年にわたるイギリス政治の実態であったとして、さらに議論を展開する。

## 2. 愛顧がもたらす政治社会

パークはこのような政治社会の間に宮廷が介入し、名誉による政治を崩壊させ、民衆の不満に繋がっていると論じている。パークにとって宮廷は、民衆が「全く信を措いていない人間」(同上、35頁、p.471) であり「権力を預かるにふさわしい公共的愛情や信頼の証拠が存在しない人間」(同上) にすぎない。そしてこのような宮廷政治によって、悪徳は「恥知らずにも内々でこっそり黙認されている、というのではなく」(同上、57頁、p.501)、政治社会全体に繁殖して、「一切の罪状は直ちに徳行に変質して褒賞と名誉の正当な理由となる」(同上) のであった。

パークの理解する善き政治社会において、名誉の配分は民衆の役割であったことを思い出して欲しい。「宮廷自身の持つ私的恩顧 (private favour) の排他的行使」(同上、15頁、p.446) によって「すべての人間が宮廷の機嫌を伺うようになってそれ以外の方向を目指す人物は姿を消し、この万人の希望を左右しうる唯一の動機がやがては万人の行動を規律するに至る」(同上、17頁、p.450) と述べて、イギリス政治がクライエンテリズムへと構造的変化を遂げたと分析している。このような宮廷を中心とした政治においては、すべてが宮廷の愛顧に依存せざるをえない。民衆からの名誉を享けようとする政治家は、宮廷から愛顧を享けようとする政治家へと変質することを余儀なくされる。パークの理解においても、政治家の公共の精神は自明ではなく、政治家もまた利己心にもとづく存在にすぎないのであるが、この利己心が名誉ではなく愛顧によって満たされることをパークは問

題視しているのである。

だが宮廷政治は愛顧によって政治家の行動動機を民衆から宮廷へと向けさせるばかりではない。「国土内で安固に守り抜かれてきたあらゆる威信が、君主の個人的愛顧と意向に属せしめられるであろう。この恩寵 (favour) が権門 (tenure) に至る唯一の階梯、権力につながる唯一の資格となろう」(同上) と言うように、官職の提供を独占する宮廷は、政治家の活動舞台さえも奪うのである。パークは次のように説明している。

宮廷の側にはあらゆる名誉、官職、報酬等々およそ個人的貪欲ないし虚栄を満足させる一切の物が、そして大抵の紳士にとってはそれよりも一層重大な関心事たる、個人々への無数の些細な奉仕を通じてやがて国土内の一大勢力に成長するという階梯が開かれる。これに反して宮廷との結びつきを持たずその体制に反対する側の人間の立場が、どんなものか想像してみよう。彼個人にはいかなる官職、報酬、称号も与えられず、彼の子供、兄弟、身内のためのいかなる聖俗界もしくは陸海軍での昇進の見込みもない(同上、58頁、p.503)

これはもちろん政治家の嫉妬や嘆きに終わるものではない。名誉を媒介にすることで政治家と繋がり政治社会を支える民衆もまたその被害を受けることは想像に難くないだろう。宮廷が与える愛顧によって、実質的に名誉の配分者としての役割を奪われ、民衆の評価とは無関係に政治家に活動の舞台が与えられるのであれば、それは民衆が政治社会から除外されるに等しい。「民衆の人気というささやかな報酬を下院から一旦奪うならば、(中略) この王国の民衆が自分の毅然たる忠実な代表を見出せないことは余りにも明白」(同上、59頁、p.503) であり、「統治は民衆の側のいかなる協力もなしに、そして彼らの上層の階層の威厳に対する、また彼らの下層の民衆の愛情に対するいかなる配慮も払わずに運営されるようになるであろう」(同上、15頁、p.446) とパークは述べるのである。

このような政治社会において民衆はもはや支配の対象でしかないのであり、「民衆の存在意義がなおざりにされるならば、彼らの自由は風前の灯火である」(同上、39頁、p.477) のは間違いのないだろう。名誉による政治はこうして危機に瀕したと言えるが、パークは政党論を提唱することでこの危機を克服しようと試みる。それは政治家の名誉心を宮廷による愛顧の誘惑から防ぎ、政治

家と民衆との間を強く結びつけるものとして主張されるのである。

## II. 政党論の提唱

### 1. バークの政党論

バークの政党論の主張は宮廷政治を支える君主の影響力 (influence) の考察からすでに始まっていると言ってよいだろう。バークによれば君主の影響力は、名誉革命によって「枯渇して死んだも同然」(同上、14頁、p.444) だった君主の大権 (prerogative) が影響力と名を代えて、「口当たりはよいが一層強い力を秘めた形」(同上) で発展したものである。君主の大権が議会に拘束されずに発揮することができる権力であるのに対して、影響力は「国王が自分の方針を支持し援助する人間に与える利権または報酬、もしくは自己の施策を妨害しようとする人間に科する刑罰ないし威嚇など」(中野 (2000)、933頁) を通して、議会への文字通り影響力として発揮される権力である。このような間接的な権力行使のあり方は、バークが言うように「秘めた力」として密室的な政治を可能にし、その不透明な過程によってむしろ力の及ぶ範囲とその力を拡大させるものなのである。

そもそもバークにとって君主の権力は無制限に行使されるものであってはならない。バークは君主の権力を「いやしくも必要上君主に付与されている権限」(同上、33頁、pp.469-470) にすぎないと必要最低限の行使を前提とした上で、さらにこのような権限は「法の執行のためであれ、行政者や閣僚の任命のためであれ、宣戦および講和の事業の遂行のためであれ歳入編成のためであれ、必ず公共の原理と国民的基盤 (public principles and national grounds) にもとづいて行使されるべき」(同上) なのであった。つまり君主の権限は不透明かつ恣意的に行使されてはならないのである。

このようにバークは君主の影響力を削除することで宮廷政治を終わらせようとしたのではなく、その本来のあり方、正当な行使を定義づけることで、宮廷政治による不正を暴こうとした。つまり影響力の存在そのものが問題なのではなくて、その行使のされ方こそが議論されなければならないとバークの主張は読み取れるのである。

このようにバークは宮廷政治を批判する一方で、それを許す政治家にも鋭く批難の目を向けている。だからバークの主張は宮廷と政治家の対立図式を単純に描くもの

ではなく、宮廷政治に代わる新しい政治を主張するものであり、この意味で宮廷と結びついた政治家をも含む既存のエリート批判としてのエリート論として展開されていると言えよう。

このような激烈な情念の嵐の時代にあっても多くの才幹、気性、性格の人間同士の激烈な抗争に採まれ、かくも重大な諸問題が渦巻いて途方もない強力な利害がかかわる議論の中で550人の仲間と一緒に議会の中に何年も身を置いていて、その間に自分がその陣営に帰属して公共的利益 (public utility) に資すべき政策で互いに助け合う気持ちを抱かせるに足る性格、行動もしくは気持ちを持った結合を見出せなかったという人々は、そもそもどんな素材から作られており、それらを基にしてどんな具合に組み立てられるのか (同上、83-84頁、p.534)

この引用にあるようにバークにとって政治家は公共の利益をめぐる論争し、この論争から政策は生まれ、政治家はこの政策の実行に責任を持つ存在でなければならない。だから「自分がその試みの義務を負い実行の能力を有すると確信できる事柄以上のことを請け合う者は、実際には公衆と彼ら自身の双方を尊敬しない者」(同上、73頁、p.520) として批判の対象となり、また「自己の政策を実地に移すべき手段の採用を拒否する人間が、本心からこの政策の正しさを確信しそれを大切なものと考えていると本当に言えるのか不可解である」(同上、80-81頁、p.530) とも述べるように、政治家に政策の立案からその実行までの責任を強く求めるのである。

だがバークはこのような政治家像を政治家個人に訴えかけたのではない。「互いに強調し合わない人々は効果的に行動できず、また自信を持って行動しない人々は互いに強調して行動できず、そして共通の見解、共通の愛情、共通の利害によって一つに結ばれない人々は自信を持って行動できない」(同上) と述べるように、政治家は個々に存在するのではなく結合することでだけ、責任ある政治家、責任ある政治行動をとることが出来るのである。バークはこの理由を次のようにも説明している。

人間は互いに他の仲間の原理に通曉しないために他人の才能を評価することができず、したがって力を合わせて事に当る相互的慣行と意向を身につけない限りは、個人的な信頼関係も友情も共通の利害も結局は彼らの間で存続できないであ

ろう。(中略) 結合の中にあつては最も取るに足りない人間でさえ、全体の重みに自己の一枚を加えることによって自己の真価と意義を証明できる (同上、77頁、pp.525-526)

パークはこのように結合を通すことで個々の政治家には発揮できない大きな政治力が得られると主張するのだが、この政治家の結合こそを政党と理解し、「その連帯した努力により彼ら全員の間で一致しているある特定の原理にもとづいて、国家利益の促進のために結合する人間集団のことである」(同上、80頁、p.531) と定義づけたのであった。こうして定義された政党が、政策ではなく利益によってまとまる徒党と全く異なることは明らかだろう。

先にパークの主張として政治家は政策の立案からその行動まで責任を持つ存在として主張されていることをみたが、政党が政策を実行するために「すべて必ず自らの最初の意図として、自分と同じ考えの持主がその共通な計画を国家のあらゆる権勢と権威 (power and authority) をかりて実地に移すことができる状況へ彼らを置くために一切の正当な方法を追求する旨を公言する」(同上、81頁、p.530) とパークは自らの主張を堂々と述べる。この国家のあらゆる権勢と権威こそ宮廷政治の背後にあった君主の影響に他ならず、この影響力の行使は政党が一体となって請け負い行使するものであって、宮廷からの愛顧に惹かれて分裂するものであってはならないのである。

党派全体が一括して含まれないような権限の提供を決して私的な考慮にもとづいて受け入れないことが彼らの義務である。彼ら自身の結成のもととなった基本原理、否、あらゆる公正なる結合一般の基盤となるべき原理を否認するような徒輩によって内閣や議会内で引きずられ支配され圧倒されることのないように、彼らは警戒しなければならない (同上)

今日では内閣の一致として呼ばれる政治原則をパークは政党論から導いていると言えるだろう<sup>15)</sup>。このように政策によって結集した政党は、政治家に責任をもたせると同時にその行動を制限することで、宮廷からの愛顧という誘惑に打ち勝つことが出来るとパークは主張するのである。

## 2. 国民的基盤

このようにパークは宮廷政治を批判することで政党による政治運営の可能性を模索してきたが、政党政治が宮廷政治に置き換わるだけではまだ名誉の政治学と呼ぶことは出来ないだろう。政党が議会内の存在にとどまっているのは、名誉の政治学を支える民衆との関係が断たれたままだからある。パークは政党を政治社会に位置づけようとする時、名誉や徳目による説明を試みる。このことは先に君主の影響力についてのパークの引用にあった国民的基盤と公共の原理が何であるのか、パーク自身による回答として読むことができるだろう。

政党が国民的基盤や公共の原理を欠くのであれば、たとえ政治家が民衆から選ばれた存在であっても宮廷政治同様に民衆に支配関係を強要するものになりかねない。さらに政党が民衆ではなく一部の支持者に依拠するような新しい危険性も指摘できるだろう。パークは名誉や徳目といった概念が民衆に由来することを示し政党政治が国民的基盤と公共の原理に基づくことを立証しようとするのである。

パークは共和政ローマにおいて政党と民衆の理想的な関係が成り立っていたとして議論をさらに展開する。まず「彼ら [ローマ人] にとっては *Idem sentire de republica* (祖国ニツイテ同ジコトヲ感ズ) が、友情と愛着 (attachment) の根本的な基盤であった。事実、私はこれ以上に一層堅固で貴重で快適で、名誉と徳性にふさわしい慣行を作り出す土台が現実他に存在しうのかを知らない」(同上、79頁、pp.527-528) とキケロの『友情』を引用した上で、友情や愛着といった私的な徳目の形成が、われわれが今日想像するような日常的で私的な行動や活動からではなく、国家に対する共同体意識や帰属意識、さらに踏み込んで理解すれば愛国心からこそ生み出され、その基盤となっているとパークは理解するのである。さらに共同体意識はまた名誉や公的徳目を重んじそれにふさわしい行動を求めるような慣行をも作り出す。つまりパークは共同体意識によって公的徳目と私的徳目が一致するような政治社会像を求めていると行うことができるだろう。

パークはこのように私的徳目の公的性格を捉える一方で、逆に「日常普段の交際において自分以外の人間の存在を考慮する実意を示した人間は、公共の舞台で活動するようになって必ずや彼一己の利害のみならず他の人々の利害への配慮を示すはずだ、と彼ら [ローマ人]

は信じた」(同上、79頁、p.528)と述べるように、私的な領域における活動も公的な徳目を保証するものであるとしている。パークによれば私的な領域においても公的な領域においても人間は、自分だけの利害ではなく他者の利害を考慮しなければならない。

国家のように多様な利害が渦巻く世界においては、何が公共的利益なのか簡単に理解し主張することは難しいだろう。逆に言えば、あざとく私的利益を公的利益と主張することもできないのである。だが私的な領域での利害はそれよりはずっと単純に把握することもできるため、身勝手に自分の利害を他人に強要することはできない。仮にそのように他者への利害を考慮せずに振る舞おうとすれば、この場合はおそらく寛大という私的徳目は大きく傷つくことになるのだし、逆に配慮を示せば寛大な人物として他者から認知されるはずである。パークはこのようにわかりやすく、見えやすい私的領域における徳目を媒介にして、公的領域における徳目の保証と見なすのである。パークの以下の主張もこのような理解の上で読まれるべきものである。

国家の偉大な信託に与る人間は、必ず事前に彼がこの種の信託を悪用する危惧はないという公衆に対する一種の保証か証拠となる程度の信望を、自己の行動によって国内に得ていなければならない。或る個人が自らの行動が大きな権勢と財産を手に入れるに当たっても一貫して仲間たちを軽蔑したり彼らの尊敬を一時的に喪失したりした事実がなかったことを彼が世間に立証できるならば、とりもなおさずそれは彼がこの権勢を正しく行使するという確固たる保証となるであろう。権力を握るまではいかなる友人も持っていなかった者、もしくは権力を握ったためにその友人を見捨てねばならなかった者、あるいは権力を失っても彼に同情する友人を持たない者、また土地所有者もしくは商業者階級のどの筋に対しても影響力を揮えず、したがって彼の全存在意義は内閣とともに始まりそして間違いなく内閣とともに終わるような者—こういう人々は議会の抑制機能にもとづいて、決してわが国全体の国事公務を指導し管理しうる地位に留め置かれるべきではない。何となれば、このような人間は民衆の利益と何の繋がりも有しないからである(同上、36頁、pp.473-474)

パークは私的徳目から公的徳目を導くばかりでなく、公的領域を預かる資格そして民衆の利益との共有さえ導く。政治家には友情や敬意といった徳目が不可欠であり、

私的領域において慕われ尊敬されない人間は、公的な領域を預かる資格がないとのパークの主張は、今日政治家の資格が選挙での当落のみに依拠することを考えれば大変興味深い。パークは議席や選挙人の買収の横行、饗応や乱闘に代表される18世紀イギリスの選挙になじむことができず<sup>16)</sup>、またこのような腐敗した選挙を改善しようと考えなかったが、そのことがかえって上記のようなパークの洞察を可能にしたと言えるだろう。

パークは「彼ら[ローマ人]の念願は、公共的徳目と私的徳目が決して不調和に衝突し合って相互に破壊し合うのではなく、むしろ互いに他を助け他に助けられつつ調和的に結合し、秩序ある高貴な階梯を経て次々に高い水準へ成長するのを見ることであった」(同上、79頁、p.528)と主張するが、これまでの考察からも明らかのように、この念願はローマ人ばかりでなくパークの念願でもあった。パークはこのように公的徳目と私的徳目が調和し、この調和によって発展するような政治社会を描いているのであり、この公的徳目と私的徳目の調和こそパークの理解する国民的基盤の鍵なのである。つまり私的な領域において慕われ尊敬され、他人への配慮を行うことができる人物は十分に国民的基盤に立っていると云えるのであり、公的徳目と私的徳目の調和の原則から<sup>17)</sup>、公的信託を預かるにふさわしい人物の証明と保証となっているのである。そしてパークは次のように述べている。

私的生活において望ましい情念を国家社会の運営と奉仕に役立てること。われわれが紳士であることを忘れない程度において愛国者たること。友情を涵養しつつ敵意を身に引き受けること。この両者をともに強く、しかし同時に選り抜かれた形で身に付けること。前者に関しては寛容であり後者に関しては不退転であること。(中略) 公的生活は権力と活動の場に他ならない(同上、84頁、pp.534-535)

このようにパークは私的徳目と公的徳目が調和される限り、政治家の権力活動は肯定されると理解している。こうして国民的基盤は公的信託の保証であるばかりでなく、その徳目を公的領域に活かすことで政治活動の原理でもあるとパークを理解することができるだろう。

### 3. 公共の原理

一方パークにとって公共の原理は、それが「どのようなものか」ではなく、共同体に明らかにされ共有される



ことを大きな特徴とするものである。「いかなる公的原理も標榜することなく、ひたすら彼らの共同的な悪業を高い値段で売りつけるために連繋するゆえにどこに行っても皆から嫌われるのが当然のこれら一味の派閥徒党に、断じて国家の中で羽振りを利かすのを許してはならない。何となればこのような人間は、民衆の感情および意見と何らの繋がりも有しないからである」(同上、37頁、p.474)とパークは述べている。「いかなる (any)」とパークが言うように彼の理解では、公共の原理は複数存在するものだし、「どのようなものか」をめぐって議論可能であると同時に議論されなければならないものと捉えることができるだろう。つまり公共の原理は、政治家が民衆に訴え明らかにすることで、政治家と民衆の間にその感情と意見を共有させるもの、またそれにふさわしいものでなくてはならないのである。

このようなパークの主張を正確に理解するには、18世紀イギリス議会において政治家の議会内での行動は、民衆に開かれたものでなかった事実を知っておく必要がある。「議題の評決結果については、当時は単にその賛否の評決が記録されるだけで、下院議員の個々の者がそのつどどのような態度に出たかについての公的な記録は一切残されなかった。極めて重要な議題の場合に少数派が議場外に向って自己の名前を公表して公衆の理解を求めようと試みたことが、その稀な例外であったに過ぎない。議会の討論の模様を新聞雑誌に公表することは、1769年までは刑事上の罪となっていた。それゆえに沈黙して投票する議員たちの行動はすべてが謎であり、この点からの有権者による議員への抑制はほとんど不可能であった」(中野(2000)、946頁)のである。さらに政府反対の演説の際は傍聴人が議会から閉め出される措置も講じられるほどパークが活躍した18世紀イギリス議会は閉鎖的なのであった。

このように様々な議員行動が民衆にとって謎であった時代に、パークは例えば「州、および都市選挙の集会において、彼らの行動を一層体系的に判断する基準が確定されなければならない。個々の重要な議決に対する投票者の態度の正確かつ詳細な表が作成されなければならない」(同上、73頁、p.521)というように、政治家の投票行動、自分の考える公共の原理がどのようなものであるかを、民衆に明らかにするよう求めているのである。

だが公共の原理は民衆に明らかにされ、共有されるだけでは不十分だとパークは考えていた。パークは第1次

ロックンガム内閣(1765-1766)を「事実この時初めて、内閣に列した人々が在野の際に掲げていた政治原理をすべてそのまま貫く姿が見られたのである」(同上、31頁、p.467)と肯定的に評価するように、公共の原理は、実際の政治行動の原理となることで初めて意味を持つものなのである。つまり政治家は公共の原理を明らかにすることで、民衆との間に共有した意見を作り出すだけでなく、民衆との約束をしたことになるのであり、この約束こそが政治活動の原理でなければならないのであった。

このように国民的基盤と公共の原理は、民衆に由来しまた民衆に開かれたものでなければならない。だがパークによれば政党政治はこうした国民的基盤と公共の原理と矛盾するものではない。再び共和政ローマの事例から次のように主張している。

民衆全体は政治的結社に配分され、彼らはその中で各自にかかわる国内勢力を支持しつつ行動した。あらゆる正直な手段を尽くして諸君と感情と見解を同じくする自分の仲間の勢力を増進させ政権に近づける努力は、当時[共和政ローマ]は格別の犯罪とは考えられなかった。この種の結合はいかなる結束も義務も有しない徒党であるゆえに、人は誰でも自己の利害の赴くままにいつでも勝手に離脱しても何の不名誉にもならない、などとはこれら賢明な国民は想像しなかった。彼ら[ローマ人]は個人的名誉が公共的信託の一大基礎であり(private honor to be the great foundation of public trust)、個人的友情が愛国的行動への無視できない一階梯であると確信した(同上、79頁、p.528)

パークにとって政党政治は議会内で完結するものではなかった。上記の引用に明らかなように、政党は政治社会に十分に位置づけられるものである。政党は民衆へ一方的なかたちで存在するのではない。民衆もまた各自にかかわる政党を支持し行動することが求められ、積極的に政党政治を支えることが期待されているのである。国民的基盤や公共の原理によって支えられる限り、政党政治は国家に分裂を引き起こすものではなく、逆に民衆と政治を密接に結びつけるものと言うことができるだろう。

そしてパークは政党政治が公共的信託に応えるべく名誉にふさわしい行動を求めている。それは政党を構成する政治家の身勝手な行動を許したり、政党が民衆との間にかわした約束を破ったりするものであってはならない。このとき一人の人間として行為規範を意味するに過

ぎない名誉が、政治活動の原理にまで高められると考えてよいだろう。パークは『現代の不满』の出版から数年後自らの選挙区であるプリストル市民に宛てて次のように主張している。

私は世に政党と言われる方法を通じて諸君の祖父の憲法を崇拜する人間であり、自己のこの政治的交遊を露ほども恥じないだろう。私が過去11年間絶えず協力して思索し行動してきたこれら現存もしくは物故せる比類なき顔触れは、それと密接な交遊を重ねたことが万一にも当人の落度として非難されるようになれば、名誉に対する一切の配慮、名誉とは何であるのかの一切の理念が世界から跡かたなく消え失せてしまうような人々である。(中略) これらの人々は大勢の人々と呼応して、私的名誉に公共的原理を継木する (grafting public principles on private honor) ことにより今日の世を価値あらしめ、諸君の歴史上で最も輝かしい時代を飾り立ててであろう。単独で行動しうる自己の能力の欠如を痛感しながら自己の義務を完遂しようと意気込む人々にとって、どうしてこれ以上に素晴らしい連帯が可能であろうか (『プリストルの執行官への手紙』<sup>18)</sup> (1777年)、281頁、Vol. II, p.239)

パークの考える名誉は、政治家が単独で行動するような小さな業績によって得られるものではなく、名誉を共に重んじる議員が政党を通して政治活動を行うことによってこそ得ることができるものなのである。パークはこの市民への手紙で、宗教的寛容のために努力した政治家や名誉革命を達成した政治家の名前を挙げその業績を讃えていることから明らかのように<sup>19)</sup>、それは歴史に名を残すような業績であり、今日の社会の礎を築くような業績でなければならない。

以上のようにパークの政党論は、君主の影響力の正当な行使、そして国民的基盤と公共の原理に基づく政治運営を可能とすることで、政治家と民衆の双方向な関係性を再構築する試みとして理解することができる。さらに民衆によって与えられる名誉は、政党政治においてこそ政治活動の原理として十分に機能するものであるとパークの主張をまとめることができるだろう。

### Ⅲ. パークの名誉論

#### 1. パークの名誉観

前章の最後でパークの政党論が名誉によって語られ、

名誉が政党政治の活動原理となっていることに少し触れた。もちろんパークの政党政治から愛着や友情といった概念がなくなったわけではないことは、先に見た国民的基盤の議論からも明らかである。だが国民の信託に応えることは、愛着や友情ではなく名誉といった言葉で語られるにふさわしい、このようにパークが考えたとしても何ら不思議ではない。

すでに見たように民衆は名誉の配分者として政治社会に参加することで自由と活気を得るのであり、政党は国民の信託に応えることで他に代え難い名誉を受けることができるのである。このことは民衆と政党との双方向な関係が成立していることを意味するばかりでなく、政党が名誉を享けようと積極的に国民の信託に応えることで公的利益を導くと解釈することができるのではないだろうか。そのためにはまずパークが名誉をどのようなものとして理解していたか知る必要があるだろう。

パークは名誉という言葉を用い政治社会や政治活動を説明するが、どのようなものを名誉と理解していたかは判然としない。抽象的な定義を好まないパークの名誉観を理解するには、演説を中心にどのような状況において名誉が使用されているか知ることだけが唯一の手がかりだと言える。以下、幾つかの議会演説の中からパークがどのように名誉を使用しているのかを探し出し、抽象的に語られるパークの名誉観を明らかにしたい<sup>20)</sup>。

#### 2. 人気と名声

パークにとって名誉と信託は深い関係性をもって使われていることは、前章で引用した「個人的名誉が公共的信託の一大基礎」(『現代の不满』、79頁、p.528)であるとのパークの認識からも明らかだが、この関係性が最も明瞭に示されているのは次の演説だろう。

われわれは自分たちを現在の名誉ある信託の地位へ押し上げて、ありきたりの役柄にかほどの神聖な任務を与えてくれた有権者には無限の責任を負っている。われわれは純粋、率直、誠実な心で彼らを先導して進むべきで、必ずや卑俗かつ不正直な手口に終わる奴隷的屈辱でなく、子に対する愛情で彼らに接すべきである。私自身の感慨を言えば、私はこの主題について思索する過程で民衆の感覚に追随する名誉を心掛けてきた、とあえて言うことはできない。有体に言えば、私は自己の信念にもついで民衆の利益を追求する過程でその感覚に出会った(『経済改革演説』(1780年)、313頁、Vol. II, p.281)

ここでも純粹、率直、誠実な心、子に対する愛情などのような私的徳目が公的徳目と見なされ、公的世界の規範論としてパークが語っている点が興味深い一方、名誉もまた神聖な任務、無限の責任といった理想主義的な言葉で語られている。だがこの引用において注目すべきパークの名誉観は、民衆の利益の実現を目指すなかで初めて民衆の名誉に出会うというパークの主張にあるだろう。言い換えればはじめから名誉を追い求める政治行動は、少なくともパークの理解では名誉と呼ぶに値しないのである。これは、民衆の人気 (popularity) に追随するポピュリズムの危険性を洞察した議論として読むことができる。

パークは晩年の著書で「私はこの種の国民輿論の支持が、極めて曖昧な基準にもとづいて認められた功績に与えられる事実をよく知っている。私は民衆の人気の移り気なことを従来から熟知している」(『一貴族への手紙』(1796年)、811頁、Vol. V, p.183)と述べるように、民衆の人気の移り気なものであること、それゆえに民衆の人気に依存する政治と距離を置く。政治が移り気で曖昧な基準に依存するならば、一貫した政策を継続することができないばかりか短期的な視点に立った政治活動しかすることができない。人気を追い求める政治は民衆への追従にすぎないのである。パークは名誉と人気を、自己の信念や公共の原理に従って民衆の利益を目指したかどうかで大きく区別したと理解することができるだろう。

だがパークにとって名誉と区別されなければならないのは人気ばかりではない。名声 (fame) もまた名誉と区別され理解されている。次の引用は風見鶏と渾名され政治的志操に欠けた機会主義者として知られる政治家タウンゼントを非難するものだが、彼の機会主義的行動は議会において拍手喝采を得ようとする熱意、つまり名声にあったとパークは理解している。パークは名声を「すべての偉大な精神の衝動をなすあの情念」(『アメリカへの課税についての演説』(1774年)、139頁、Vol. II, pp.65-66)と定義し「それ自体は愛すべき対象」(同上、p.66)と述べるように、名声を求めることを否定しているわけではない。だが名声は「過大な情念」(同上)であるがゆえにその誘惑に逆らいがたいのである。パークは名声を追い求める情念が機会主義的な政治行動を生み「致命的政策を公的に立案した」(同上、138頁、p.64)とし<sup>21)</sup>、さらに次のように主張している。

彼 [タウンゼント] はすべての点で自分よりも格段に劣る何人かの者が、過去にもある一つの方法だけで本院内に重きをなすに至った事実を見て取っていた (中略)。この種の人々というのは彼らが議席で立ち上がる際に彼らが討論の中でどちらの立場を取ろうとするのかが、既知の党派、見解、原理等々への帰依によっても、またその政策の立前ないし体系によっても、彼らの理念のどのような脈絡ないし一貫性によっても他の人間には言い当てられないような人種のことである。(中略) 万人の目は彼らの上に注がれ、万人の耳は彼らの言葉を聞こうとして開かれる。各党派は大口を開き、その演説が終わるまで代わる代わるこの連中がどちらの側に投票するかを見つめるという具合である。本院がこのような不確定状態に置かれている限り、謹聴、謹聴の声は今度はこちら側から、次にはあちら側から轟き返ってくる仕儀であり、そして最後に彼らがこの気の弱いあやふやな洞が峠から下って加担を表明した方の陣営は、常に彼らを嵐のような拍手で受け入れる。このような人々が味わう幸運は、自分の周囲を取り巻く無数の崇拜者たちの途方もない迷信にもとづいて日夜湧き起こる追従の渦から彼が感じ取る喜びよりも、留保された一片のお追従から一層多大な苦痛を感じるような人間には所詮抗すべくもない誘惑であった (同上、141頁、p.69)

あえて公共の原理を標榜しないことで政治的駆け引きを行い、議会の注目を浴びより大きな名声を得られるような投票行動を選ぶのだから、その政策と政治行動に一貫性が存在するわけがないだろう。パークがこのような政治的態度を非難することは前章の議論からも充分推測することができるが、その原因をパークは名声に求め「自己への崇拜 (admiration)」(同上)を求めるものと結論づけている。パークはこの名声を「矛盾する名誉 (contradictory honors)」(同上)と呼んで名誉と区別している。パークが他の著作や演説においても名声を絶えずこのような意味で使用しているわけではないが<sup>22)</sup>、少なくともこの引用から考えられる名誉と区別された名声の特徴は、民衆によって与えられるものでなく、「自己への崇拜」という言葉が端的に示しているように公共性との接点をもたない点にあると言える。

### 3. 民衆が与える名誉

名誉が人気、名声と区別され理解されていることを見たが、果たしてパークにとって名誉はどのようなものを指すのか、われわれは知る必要があるだろう。すでに名

誉は民衆によってこそ与えられるものだとパークの主張を見たが、パークはどのような光景を想定し、名誉を受けた政治家の情念を捉えているのだろうか。

次の引用も同じアメリカへの課税に反対するパークの議会演説からの引用であり、この中でパークは植民地アメリカとの間に軋轢を生み出した印紙条例がかつて撤回された際の状況を描写している。イギリスとアメリカの内戦という演説後の歴史的展開、つまり印紙条例の撤回がイギリスとアメリカとの危機回避につながらなかったことを知るわれわれにとって、印紙条例の撤回を名誉として大きく取り上げるパークの心情は想像するよりほかないが、ここでは内戦や分裂といった国家的危機を回避したものとして理解したい。

この時の帝国のすべての商業者たちは大挙して本院の控室に詰めかけて必死の期待に震えながら、ほとんど冬の夜の夜明けに至るまで本院の決定如何にかかる自分の運命を待ち受けていた。諸君が遂に彼らを救う決定を下した時、そして諸君の議場の扉が開かれてかれらの救出者がその偉大な勝利に当然ふさわしい歓喜に溢れた姿で彼らの前に現れた時、そこに集まった大勢の人間は期せずして異口同音に感謝と歓呼の声を挙げた。彼らは留守であった父親を迎える子供たちのように、彼に駆け寄った。彼らはまるで捕虜たちがその身請人に対するように彼にしがみついた。イギリス全土とアメリカ全土が、彼を賞賛する声に和した。そして彼の側もあらゆる地上の報酬の最高の物たる、この同胞市民から寄せられる愛情と感嘆の声 (the best of all earthly rewards, the love and admiration of his fellow-citizens) にもとより無感覚ではなかった。彼の羽飾りは希望で高まり歓喜で輝いた。私は彼の傍に立っていたが、彼の顔は然り、最初の殉教者について述べた聖書章句の表現をかりるならば、『その顔はまるで御使の顔のようであった』。他の人々がいかに感じたか私は詳らかにしないが、しかしもしも私がその彼の立場に立っていたならば、私は諸国の王がその金銭に飽かせても供与するいかなるものともこの光栄を引き換えようとは思わなかったろう。この日の危難と名誉は末永くわれわれすべてを結びつける絆たりうるだろう、と私は希望した (同上、128頁、p.53)

印紙条例の撤回は商業者のみの利益にかなうのではない。国家的危機を回避することで民衆の利益を守り、パークが言うようにイギリスの威信と公正をも守ったのである。条例撤回が商業者の特殊利益を政党が代弁するに

すぎないのであれば、このような国家全土に渡る称賛を受けることなど決してないだろう。このようにパークにとって名誉は特定で一部の民衆によって与えられるものではなく、まさしく民衆全体によって与えられるものでなければならない。またパークの理解する名誉は、感謝や歓声の声で表現されるばかりでなく、他人同士を家族のように親しくさせるほどのものである。このような名誉は民衆との一体感によってもたらされるものであり、金銭によってあるいは君主の力をもってしても得ることができないのは言うまでもない。この意味で「地上の報酬の最高の物」との表現は決して大げさではない。さらに印紙条例撤回が名誉を求めるために提出されたと考えすることはできない。それは先の演説で見たように、自己の信念に従って民衆の利益を実現したことで得られた名誉なのである。

名誉が人気や名声と区別されて使用されるように、名誉は一時的、閉鎖的な価値基準によって与えられるものであってはならない。国家的危機を救うような業績つまり普遍的な価値基準にもとづく必要があると言える。フランス革命をヨーロッパの普遍的価値基準の破壊と理解したパークが「国民が誰一人として名誉の基準がどこに存在するかを知らない場合に、心臓の最初の鼓動とともに動き出す、あの優しい繊細な名誉心の感覚を、一体全体誰が保証するというのか」(『フランス革命についての省察』、上、176頁、p.193)と批判していることからわかるように、この価値基準は真理性ではなく継承性に大きな特徴をもつものである。つまり名誉の基準は「現に生きている者とすでに死去した者や今後生まれる者」(同上、178頁、p.194)とて共有し継承されなければならないのであり、この基準にもとるのであればそれは名誉とはいえない、このようにパークの名誉観を理解することができるだろう。

こうして名誉に焦点を当てた様々な議会演説を通して、政治家が人気や名声といった一時的で閉鎖的な価値基準の誘惑に惑わされないために、政党が結成されなければならないとパークの主張を裏付けることができた。自ら掲げる公共の原理によって政治行動に一貫性と責任を課すことでだけ、普遍的な価値基準にもとづく名誉を得ることができるのである。この意味で名誉は政党政治の活動原理となり公共の利益をもたらしと言えるだろう。

## おわりに

これまで見てきたようにバークは名誉を政治家と民衆を結びつけるものと見なした。そして民衆によって与えられる名誉は、政治家の利己心と公共心を同時に満たし公共の利益へと結びつけることができたのである。こうしてバークにおいても名誉と公共の利益はパラドックスとしてではなく真理として主張されるのであるが、バークの名誉論の大きな特徴は、名誉の政治学が成り立つ政治的条件の探求にあったとまとめることができるだろう。その条件とは民衆が名誉の配分者としての役割を担っていること、私的徳目と公的徳目の調和する政治社会、さらに利己心が正しく名誉を追い求め、愛顧、人気、名声による誘惑を防ぐ政党による団結であり、この条件を満たすとき名誉の政治学ははじめて成り立つと言える。

しかしバークの政治思想において名誉や徳目と富がどのような関係にあるのか、あらためて問いかける必要があるだろう。というのは18世紀イギリス思想において、富は名誉や徳目を減少させるだけでなく、国家や民衆を腐敗させると幅広く議論されていたからである。

バークと同様に名誉の探求を行った政治思想家としてマキアヴェッリを挙げられるが、彼もまた「民衆は、君主以上に、ある人に名誉を授ける判断力がある」(『政略論』(1512年)、596-597頁)と主張し、その根拠を「統治の任にあたるものを選ぶにあいにも、民衆は君主にくらべ、はるかに適正な選挙を実施するものだと思う。というのは、破廉恥で品性の腐りきった人物が公職にありつこうとしたところで、民衆はけっしてこれを見のがすものではない」(同上、339-340頁)ことに求めている。破廉恥な人間は政治家としてふさわしくないという主張から言えるように、バークと同じく公的徳目と私的徳目の一致が求められ、この一致が統治を預かる資格と見なされるのである。

だがマキアヴェッリによって主張されるこの一致は、民衆の清貧が守られることで利己心が抑えられ民衆間に大きな相違がないことを前提としている。バークの政治思想には清貧の主張はなくむしろ商業社会を擁護する点でふたりは大きな相違をもっている。バークが現代の不満を考察する際、「一部の人々の手中の巨大な富の蓄積を可能にし、そしてさらにこの富が民衆の間に分散浸透して結果として、彼らはおしなべて高慢、狂暴、放縦不羈な性質を発揮するようになった」(『現代の不满』、9

頁、p.442)と主張する議論を退けていることから言えるように、政治社会における富の存在を許容しているのである。

マキアヴェッリが理解するように清貧がもたらすような同質的な小さな共同体なしに、名誉の政治学を支える私的徳目と公的徳目の調和が成り立つのか、バークの名誉論の成立は議論の余地を残していると言える。この点の是非についてはバークが商業社会をどのように捉えていたのかを詳しく見る必要があるが、この課題を論ずるのは次の機会に譲りたい。

## 注

- 1) 本論文は以下の凡例に従う。
    1. バークの原書については、もっとも標準的なテキストであるThe Works of the Right Honourable Edmund Burke in 12 vols, John C. Nimmo, London, 1886を使用した。ただしReflections on the Revolution in Franceに関してのみPenguin Classicsを使用してある。
    2. バーク引用訳は特に断りがない限り中野好之訳によるものである。訳書引用ページの右に原書のページ数を明記してある。なお巻数については同一著作の場合、初回のみ記した。
    3. 引用訳文中の( )内の言語表記は筆者によるものである。
    4. 引用訳文中の傍点は訳書に従うものであるが、バークによってイタリック表記されたものである。
    5. 本論中の訳語の統一のため、筆者の責任において一部の訳語を修正してある。
  - 2) このような政治はウォルポールによって代表される。「彼[ウォルポール]は銃剣その他どのような形の恐怖の力を借りても、統治しようとは決して思わなかった。しかし国家的な誇りや良心に訴えることなく、権力を議会政治の腐敗という明白で伝統的な基盤に委ねてかえりみぬことに、なんらの害悪をも認めなかった」(トレヴェリアン、31頁)
  - 3) このシヴィック・ヒューマンスト・パラダイムは、これまで近代政治思想の中心理論とされてきた権利と義務という法的語彙に代表される社会契約説、自由主義思想のアンチ・テーゼとして提出されている。ポーコックによるバーク論の焦点は、商業社会の台頭にともない徳目に代わっていかん作法(manners)が重んじられるようになったのか、その変化に当てられており、名誉については論じられてはいない(ポーコック、371-409頁)。
- またポーコックの理解する共和主義的語彙は徳目であり、名誉が考察の対象となっているわけではないことも断っておく。徳目と名誉の間に密接な関係を見る議論は、川出(2000、2002)を参照。川出は近代ヨーロッパ思想を追い他律的に理解された名誉が、ルソー、カントを経て内面化され自律的名

誉観念へと変容し、徳目と名誉が分離していったことを明らかにしている。

日本においてもポーコック・テーゼはすでに十分な先行研究が存在するが、ここではその代表的な研究として田中を挙げておく。またポーコックに大きな刺激をうけて、中澤はパークによる政治家の条件の探求が共和主義的語彙によってなされていることを明らかにしている（中澤、2004）。

- 4) 18世紀フランスで起きたこの名誉観の転換については川出に詳しい。川出は、17世紀バロック国家批判の形でなされたこの名誉観の転換を、フェヌロン、プーランヴィリエ、アベ・ド・サン＝ピエールの考察を通して明らかにしている。また18世紀フランスの功利主義者として、名誉を公共性と結びつけた思想家、エルヴェシウスを忘れるわけにはいかないが、詳しくは森村の著作を参照。
- 5) 中神（73-77頁）を参照。ロックは人間の快と苦の考察を通して、快の源泉を社会や仲間での評判に求めた。
- 6) 党派論の変遷については、佐藤編（254-286頁）にまとまった記述がなされている。小松（98頁）、高濱（195頁）にも詳しい。
- 7) 歴史学者によるパーク政治学をめぐるもっとも大きな対立は、ネーミア学派によって引き起こされた。ネーミア学派の大きな特徴は、政治家の主張を利害関係に還元させて考える点にあり、よって政治家の理想や理念は私利私欲の偽装にすぎないと見なす点にある。しかしこのような理解は、政治の世界から言葉を奪い、また政治思想における言説を無意味にしかねない。小松による「18世紀の政治家たちは責任感から、あるいは原則に従って所属する党派と分かれたり、ときには個人的な利益に反した行動をとっている。（中略）したがって討論の過程や民衆の情熱の影響や国家的危機の存在が彼らの行動を動かしたということも考慮されるべきである」（小松（1983）、41頁）といった反論はもっともであるし、またディキンソンが言うように「理念を表明する政治家はたとえそれが利己的権力欲の隠れ蓐であっても表明した理念に束縛される」（同上）という指摘も鋭い。ネーミア学派の主張については、中野（2000）、1064-1074頁）、鶴田（164-176頁）にも詳しい。
- 8) 岸本はこのような観点からパークの中にヘーゲルの人倫へとつながる議論を読み取り、「ヘーゲルへの出現を準備していたかと言うべきかもしれない」（岸本（1989）、323頁）と方向性を示唆している。
- 9) モンテスキューは『法の精神』において、徳目がこのように混同されやすいことを指摘した上で、徳目を道徳的な徳、キリスト教的な徳、政治的な徳と分類し区別するようにことわっている。さらに政治的な徳目を「共和政への愛」に由来するものと定義づけていることもまた興味深い。このことは18世紀において徳目がどのように理解されていたか、ひとつの参考となるものである。（『法の精神』上、31-32頁）
- 10) Browneもパークによる言説をレトリックとして読み解く

ものである。

- 11) 本論は犬塚の論文に多くの示唆と刺激を受けるものであるが、犬塚が政党に焦点をあわせた議論を行っているわけではない。犬塚はパークが使用する名声を重要概念として析出した上で、アメリカ独立戦争、フランス革命といった大きな社会変動が名声を支える政治社会を破壊したと指摘している。このような社会変動を受けてパークが習俗（manners）に着目し政治社会の再構築を論じていると解釈するところに犬塚の論文の大きな独自性があり、犬塚は名声と習俗の関係性に焦点を当てた考察を展開しているのである。  
なお犬塚が名声と訳している原語の多くはhonorであり、本論と分析対象が異なるわけではない。
- 12) ウィルクスはジョージ3世の勅語を新聞で批判したことにより、騒乱罪と反逆罪の容疑で逮捕された。釈放後、選挙で当選したにもかかわらず下院によって無効とされ、民衆の暴動へと発展した事件をさす。
- 13) ロッキンガム・ウィッグは「一門一家による単一的血縁的派閥構成である諸派閥とは異なり、貴族相互間の友好的連帯を支柱としてジェントリ、法律家、知識人、商人という各層を幅広く網羅した複合的組織体」（鶴田、8頁）であり、原則のもとに集結した政党ということができる。君主権の拡大に抵抗し、穏健な政策論によって特徴づけられる。1766年以来、3度の総選挙を経るが常に100名前後（定足数550名）議会内勢力を擁する。当時飛躍的に伸びた各種新聞を利用し、ロンドン市の中産的商人を媒介としながら、議会外的拡大にも積極的であった。（鶴田、8-22頁）
- 14) パークは政治問題を医師と病人のアナロジーで語るが、これは単なるレトリックではなく、パークの政治観をよく現していると言えよう。例えば「民衆はわれわれの主人であり、彼らは自らの欲求をだまかに漠然と表明するだけでよい。われわれは熟練な専門家、有能な職人として彼らの要求を完全な形にまとめ上げ、それに役立つ用具を選び出すのである。彼らは病気で苦しむ患者として自覚症状を告げるが、われわれは正確にその病気の原因をつきとめて、医術の定める通りの治療を施すわけである」（『経済改革演説』、369頁、Vol. II, p.357）
- 15) 内閣一致の原則は18世紀イギリスにおいてまだ確立していたわけではない。パークはチャタム内閣を内閣不一致のゆえに批判する。「彼 [チャタム] は市松模様のように極端に入り組んだ内閣を作り上げた。（中略）二心ある味方と公然たる敵手等々の寄せ集めであるこのモザイク模様（後略）」（『アメリカへの課税についての演説』、137頁、p.62）
- 16) 政治的業績ではなく響応や挨拶回りによって有権者を取り込もうとする立候補者を非難している。『プリストルの選挙に臨んでの演説』（1780年）、397頁、Vol. II, p.374）を参照。
- 17) 後年の次のような主張も参照。「我々は、公共への愛着を家族から始める。冷淡な近親者は熱烈な市民たり得ない」（『フランス革命についての省察』、下、114頁、p.315）
- 18) アメリカ独立宣言による本格的な内戦を前に、政府の植民

地征服作戦への反対表明として議会審議を拒否した政治行動を、ブリストル市民に説明するものである。

- 19) 具体的な政治家とその業績については中野 (2000)、975頁を参照。
- 20) バークは政治家に転じる以前に文筆家として『崇高と美の観念の起源』(1757年)を書き上げている。美の観念の起源として人間の社交性を挙げ、共感、模倣、大望の考察を行っている。大望 (ambition) は「人間の中に大望という感覚、そして自分が皆の間で価値ありと認められる何かの点で仲間を抜きでることの観想から生ずる満足感を植え付け賜うた。人を駆って自己の名を著わすに役立つ各種の手段に訴えかけさせ、この種の卓越の観念を人の心に惹き起こすものを極めて快適と観ぜしめるものは、まさしくこの観念に他ならない」(56頁、Vol. 1, p.124)と述べられているように名誉にも通じる主張がなされている点も興味深い。
- 21) 植民地アメリカに茶・ガラス・紙・鉛・塗料などに関税を課したタウンゼント諸法を指す。
- 22) 例えば『フランス革命についての省察』では、名声は自己を他者に振り向けるため「地上での抑制力の最大なもの一つ」と見なされ無制約な行動を抑制するものと理解されている。(172頁、p.190)この意味でヒュームの「名声への愛」、自分自身の立ち振る舞いを振り返り、他者との関係性を築き上げるものといった理解に近い。

#### 付言

本論文は修士論文「バークの政党論『現代の不满』を中心に」を「名誉の政治学」と改題し、書き改めたものである。修士論文執筆に際しては、指導教官であった寺田元一教授から多くの助言と激励を受けた。ここに記して感謝の意を表す。

#### 引用文献

- The Works of the Right Honourable Edmund Burke* in 12 vols, John C. Nimmo, London, 1886
- Reflections on the Revolution in France*, Penguin Classics, 1986
- (=中野好之訳『崇高と美の観念の起源』みすず書房、1999年)
- (=中野好之編訳『バーク政治経済論集』法政大学出版、2000年)
- (=中野好之訳『フランス革命についての省察(上・下)』岩波

文庫、2000年)

- Niccolò, Machiavelli. *Discourses on Livy*, with an English translation by Julia Conaway Bondanella, Peter Bondanella, Oxford Univ Pr, 2003 (=永井三明訳『政略論』(世界の名著16 マキアヴェリ所録)中央公論社、1966年)
- Pocock, J. G. A. *Virtue, Commerce, and History*, Cambridge, Cambridge University Press, 1985 (=田中秀夫編訳『徳・商業・歴史』みすず書房、1993年)
- Stephen, H. Browne. *Edmund Burke and the discourse of virtue*, University of Alabama Press, 1993
- Trevelyan G. M. *English History*, London, 1932 (=大野真弓監訳『イギリス史3』みすず書房、1975年)
- 犬塚元「エドモンド・バーク、習俗と政治権力」『国家学会雑誌』第110巻(7・8)、1997年
- 犬塚元「ヒュームと共和主義」東京大学社会科学研究所、Discussion Papers Series, J-123、2003年
- 川出良枝『貴族の徳、商業の精神』東京大学出版会、1996年
- 川出良枝「名誉と徳 フランス近代政治思想史の一断面」『思想』、No.913、2000年
- 川出良枝「精神の尊厳性 近代政治思想における自立的名誉観念の生成」『思想』、No.934、2002年
- 岸本広司『バーク政治思想の展開』御茶の水書房、2000年
- 小松春雄『イギリス政党史研究』中央大学出版部、1983年
- 佐々木毅『マキアヴェリの政治思想』岩波書店、1970年
- 佐藤正志・添谷育志編『政治概念のコンテクスト』早稲田大学出版部、1999年
- 田中秀夫『共和主義と啓蒙』ミネルヴァ書房、1998年
- 高浜俊幸『言語慣習と政治ムボーリングブルックの時代』木鐸社、1996年
- 鶴田正治『イギリス政党成立史研究』亜紀書房、1979年
- 中神由美子『実践としての政治、アートとしての政治』創文社、2003年
- 中澤信彦「政治家の条件—エドモンド・バークとシヴィック・ヒューマニズム」田中秀夫編『近代共和主義の系譜とその現代的可能性の研究』、2004年
- 森村敏己『名誉と快楽 エルヴェシウスの功利主義』法政大学出版局、1993年